令和８年度事業承継マッチング支援事業　委託業務仕様書

１　委託業務名

事業承継マッチング支援事業委託業務

２　事業目的

人口減少、少子・高齢化が進む中、県内事業者の約６割が後継者不在となっている。地域住民の生活や、地域の経済・雇用を支えてきた様々な事業が、後継者不在の理由で廃業することを防いでいく必要があるが、特に、中山間地域では後継者不在事業者（以下、「売り手」という。）からの譲渡相談は多いが、都市部に比べて譲受相談が少なく成約率が低い状況にある。

このため、本業務では売り手について、オープンネーム型インターネットプラットフォームを活用した後継者の募集を行い、併せて、後継者不在の事業者と後継者候補（以下、「買い手」という。）とのマッチングイベントを実施することで成約の促進を図る。

３　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日（水）までとする。

４　委託業務の構成

上記の目的を達成するために、本委託業務の受託者は以下の業務を実施する。

（１）オープンネーム型インターネットプラットフォームへの記事掲載等

（２）オンラインマッチングイベントの企画・運営

（３）現地継業ツアーの企画・運営

（４）（１）～（３）による売り手と買い手のマッチングに向けた伴走支援

５　業務内容

上記の目的を達成するために、受託者は、以下の業務内容及びそれに付随する業務を実施する。

（１）オープンネーム型インターネットプラットフォームへの記事掲載等

ア　売り手情報と買い手を募集する記事の作成・公開

売り手情報については委託者、高知県事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「センター」という。）と協議・連携をして記事を作成し、オープンネーム型プラットフォームに掲載する。また、記事をまとめた専用サイトを設け、広報誌や各種メディアを活用した広報活動を展開し、広く記事を公開する。加えて、受託者が保有している買い手候補者のメールアドレス等があればメールマガジンなどの広報も行うこと。

イ　その他

掲載件数の目標は 30 件程度とし、１社に対して、上記「５　業務内容」（１）アを実施したものを１件とカウントする。

（２）オンラインマッチングイベントの企画・運営

関係機関と連携し、売り手と買い手とがオンライン上で交流できるイベントを企画・運営し、マッチング促進を図る。

ア　内容・実施方法

買い手を募集している売り手本人が、オープンネームで登壇し、映像などを交えて事業内容を紹介するイベントを２回程度実施する。

実施内容や方法については、県と協議のうえ決定する。

イ　イベントの企画運営

①　イベントの企画

②　登壇する売り手や司会の選定・手配、連絡調整、内容等の調整、旅費及び報酬等の支払い

③　チラシ作成、プレスリリース等の広報活動

④　参加者の募集、申込み受付、連絡対応

⑤　会場を利用の場合はその手配（必要な費用は受託者が負担）

⑥　イベントに関する問合せ対応

⑦　イベント資料の作成・とりまとめ

⑧　イベント当日の運営

⑨　イベントで実施したアンケートの集計及び分析（考察含む）

⑩　イベント内容のレポートを作成し、専用サイトに掲載する

⑪　その他、イベント実施に必要な作業

⑫　その他

売り手は、この事業でオープンネーム型プラットフォームに掲載されている売り手を中心に選定すること。

（３）現地継業ツアーの企画・運営

関係機関と連携し、売り手と買い手とが交流できるツアーやイベントを企画・運営し、マッチング促進を図る。また、高知県の事業承継の支援内容等の情報提供により、買い手が高知に移住して事業承継することを具体的にイメージできるようなツアーとする。

加えて、ツアー終了後は、買い手の参加者に対して高知県ＵＩターンサポートセンターの移住・交流コンシェルジュやセンターが窓口になっている後継者人材バンク等を利用を促す取組みを行う。

ア　内容・実施方法

高知県内の売り手を買い手が訪問し、経営者との意見交換などが可能なイベントを１回程度（一泊二日とする）実施する。実施内容や方法については、県と協議のうえ決定する。

イ　ツアーの企画運営

①　ツアーの企画

②　訪問先となる売り手や講師の選定・手配、連絡調整、内容等の調整、旅費及び報酬等の支払い

③　チラシ作成、プレスリリース等の広報活動

④　参加者の募集、申込み受付、連絡対応

⑤　ツアーバス等（保険加入必須）や会場利用の場合はその手配を行い、必要な費用は受託者が負担すること

⑥　ツアーに関する問合せ対応

⑦　ツアー資料の作成・とりまとめ

⑧　ツアー当日の運営

⑨　ツアー参加者のうち交通費および宿泊費の助成対象者への助成費用の支払い。
　交通費助成対象は県外からの参加者、宿泊費助成対象は全員とし、宿泊費についてはツアー１日目のみ対象とする。

⑩　ツアーで実施したアンケートの集計及び分析（考察含む）

⑪　ツアー内容のレポートを作成し、専用サイトに掲載する

⑫　その他、ツアー実施に必要な作業

⑬　その他
　売り手は、この事業でオープンネーム型プラットフォームに掲載されている売り手を中心に選定すること。

（４）（１）～（３）による売り手と買い手のマッチングに向けた伴走支援

ア　売り手と買い手のマッチング支援

　買い手から交渉申し込みがあった場合、センターと連携して売り手の意向を確認し、マッチングに向けた支援を行う。

イ　最終契約に向けた支援

　買い手との条件調整や交渉に関することについては、センターと連携して助言を行い、契約書の内容確認など、最終契約に向けた支援を実施する。

６　実施体制

受託者は、本業務を正確かつ確実に実施するために、以下の要件を全て満たすこと。

（１）オープンネーム型インターネットプラットフォームの運営実績

　自社でオープンネーム型インターネットプラットフォームを運営し、マッチング実績があること。

（２）イベントの企画・運営実績

　ツアーやイベントの企画・運営に関する実績があること。

７　業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに、本事業の進め方、役割分担、スケジュール等をとりまとめた「業務計画書」を県に提出すること。

８　報告等

受託者は、本委託業務を実施するに当たり、次の手段等により、委託者及び関係者等と十分な調整を行うものとする。委託者は受託者に対して業務の状況について報告を求めることができる。

（１）定例会議の開催：月１回程度

委託者、受託者及び関係者等が参加し、事業の進捗や内容について協議を行う。

（２）オンラインツールによる情報共有：随時

委託者、受託者及び関係者等の担当者は、オンラインツール及び電子メール等を使用し、業務の進捗や実施に向けて随時協議を行う。なお、オンラインツールの使用及び運用については県担当者と事前協議し、県が定める運用ルールを遵守すること。

９　業務完了報告書

受託者は、本事業が終了したとき、次に掲げる書類を県担当者に提出すること。

①　本委託業務全体の実施報告書

項目は以下の内容を含めるようにする。

- 事業全体のスケジュール
- 実施体制
- 支援内容
- 専用サイトに掲載した内容及びページの閲覧状況
- 集客施策及び効果
- イベントごとの実施内容とその記録（売り手、買い手の参加者の情報を含む（年齢・性別等も記載））
- 買い手からの問合せ内容や件数
- センターに支援をつないだ件数とその進捗状況

②　その他、県の指示するもの

10　成果品

受託者は、「９　業務完了報告書」とともに、本業務の成果品として、次のものを電子データ（CD または DVD）にて１部、提出すること。各ファイルには内容の分かるファイル名を付与し、ファイル提出前にはウィルスチェックを行うこと。

①　専用サイトで掲載したオープンネームやイベント等に関する記事データ

②　イベント用に作成した資料一式

③　イベント実施時の写真（録画も含む）データ

④　イベントに参加した売り手ごとの連絡調整等の記録

⑤　イベントに参加した買い手の記録

⑥　県との協議の議事録

⑦　その他、本委託業務のために作成及び使用した資料等

11　業務実施上の付帯事項

（１）売り手への支援を実施している地域支援機関等との連携

業務の実施にあたっては、売り手への支援を実施しているセンターや金融機関、商工団体等の支援機関と連携を図ること。

（２）「５　業務内容」（３）イ ⑨ の参加者への交通費助成対象地域と宿泊費および助成上限額は下記のとおりとする。

ア　交通費

＜対象＞鉄道、路面電車、航空機、バス、旅客船、高速料金等

現住所地	助成上限額
北海道／東北／沖縄	32,000 円
関東／中部	25,000 円
近畿／九州	15,000 円
中国／四国（高知県は除く）	5,000 円

イ　宿泊費

助成上限額	
3,000 円	1 回あたり宿泊施設 1 泊分のみ対象

12　その他留意事項

1　本業務の詳細は、本仕様書で定めたもののほか、受託者から提案のあった企画提案書及びその関係資料に基づき実施することを基本とし、県と協議を行いながらより効果的な方法を選択して誠実に実施すること。

2　仕様書の内容については契約前の交渉において、予算の範囲内で変更する場合がある。

3　著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

4　契約履行に伴い生じた制作物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、製作したコンテンツ等については受託期間終了後も公開、配布することができるものとする。

5　業務の成果物に、受託者が従来から保有する知的財産権が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、県及び県が指定した機関等は、業務の実施に必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

6　委託業務内で SNS を利用する場合は、事前に使用するサービス名、SNS の利用目的を県に提示し、県の承認後に SNS の利用を認める。また、イベントに関係する SNS アカウントや告知内容については、委託業務終了までに削除すること。

7　本事業で得た情報に関しては、個人情報保護の観点から漏洩等が無いよう、取り扱いには十分注意を払うこと。

8　成果物は、県において自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）でき

るものとする。

9　本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、受託者は県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。

10　当業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託の範囲、再委託先を県に提示し、了承を得ることとする。また、再委託先に問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを解決することとする。

11　受託者は本事業完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不備が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業にかかる費用は全て受託者の負担とする。

12　本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定する。